

1. 現行の指針の概要

- 1) 災害通報を受信し、署所や消防隊等に指令を伝達し、消防隊等の出動を円滑に行わせるとともに、出動した消防隊からの災害状況の報告、応援要請等の受信、伝達に加え、警察、電力事業者、ガス事業者、水道事業者、病院等の関係機関との相互連絡などを迅速、確実に行うことにより、消防機関全体の有機的かつ一体的な消防活動を常時確保するために配置することを目的としている。
- 2) 消防本部に配置する通信員の算定は、通報と関連性の高い管轄人口規模を指標としている。(表1)

(表1) 算定指標

算定指標	算定数 (A) + (B)	
	基準 (A)	勘案要件 (B)
人口30万人以下の市町村	人口10万人ごとに5人	通信指令体制、通信施設の機能、緊急通報の受信件数等
人口30万人を超える市町村	15人に、30万人を超える概ね人口10万人ごとに3人加算	

※ただし、同時に通信指令管制業務に従事する職員の数、2人以上（緊急その他やむを得ない場合に限り、一時的に減ずることができる）。

2. 現状と課題

- 1) 近年の119番通報受信件数の動向を確認する必要がある。(表2)
- 2) 直近の改正状況について確認する必要がある。
- 3) 常時指令台等についている人員数等の運用状況の実態について確認する必要がある(表3)

(表2) 過去5年間（H25～H29）の119番受信件数（消防白書より）

H25	H26	H27	H28	H29
8,656,476	8,415,385	8,250,665	8,360,872	8,442,420

◆直近の改正状況◆

消防本部に配置する通信員の総数は、概ね人口10万人ごとに5人とし、常時、通信指令管制業務に従事する職員の数、2人以上としていた。

平成26年度の改正において、管轄人口規模が大きな消防本部ほど、通信施設の機能等により効率的な運用が行われており、自ら基準数を大きく減じるなどの実態があることから、管轄人口30万人以上の消防本部に配置する通信員の数の基準を緩和し、実際に消防本部に配置されている通信員の数に基準数を近似させる改正が行われた。

(人口30万人を超える市町村にあっては、15人に、30万人を超える概ね人口10万人ごとに3人加算)

(表3) 管轄人口規模別の常時指令台等についている人数(消防本部数)

人口規模	基準数	常時指令台についている人数														計
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人	12人	13人	14人	
10万人未満	2人以上	13	170	52	5		2	1								243
10万人～20万人	5～9人	1	52	25	20	2	1									101
20万人～30万人	10～14人	1	20	8	14	5	1									49
30万人～40万人	15～17人		11	3	4	4	3	1	1							27
40万人～50万人	18～20人		5	3	3	1	3	3	1							19
50万人～60万人	21～23人		2	3	1	2	3									11
60万人～70万人	24～26人			2	1		1	1	2							7
70万人～80万人	27～29人		1	3	1	3										8
80万人～90万人	30～32人			2			1		1	1						5
90万人～100万人	33～35人				2	1										3
100万人～200万人	36～65人			1		1	4		1			1				8
200万人～300万人	66～95人						2		1			1				4
300万人～400万人	96～125人												1	1		2
計		15	261	102	51	19	21	6	7	1		2	1	1		487

3. 対応策・考え方

- 前回の改正において、管轄人口が多い通信員の基準数を実態に合わせて引き下げを行っており、常時指令台等についている人数から勤務体系等を類推すると、管轄人口100万人程度までは、現行基準に沿った運用が行われていることを読み取ることができる。
- また、直近の改正以後、119番通報受信件数に大きな変化も見られないことから、改正の必要はないものと考えられる。